

## ～デジタル化及び国際化が進展する中での司法の在り方～

### 第1 司法分野・法務行政におけるデジタル化の推進

デジタル化推進に向けた3つの視点

- ・国民にとって利用しやすい制度設計、当事者の負担軽減効果の提示
- ・将来的なデジタル化やAI技術の活用を視野に入れた検討
- ・最後は「人の判断」が求められることを前提に、必要性判断とリスク対応に万全を期すこと

#### ○ 司法分野におけるデジタル化

- ・民事訴訟に加え家事、民事執行・保全、破産等の民事司法全般の手續のIT化
- ・デジタル化された裁判外紛争解決手續（ODR）の実装に向けた海外調査研究、研修支援等
- ・民事判決情報のデータベース化の実現に向けた検討
- ・刑事手續のIT化に向けた法制化の検討、システム構築等
- ・各種手續の前提となる法テラスにおける法律相談のIT化

#### ○ 法務行政におけるデジタル化（更生保護業務を一例として）

- ・保護司活動のIT化
- ・保護観察処遇充実のためのIT化
- ・AI技術活用のための調査研究

### 第2 司法外交の更なる推進

京都 kongress の成功を礎とし、積極的・戦略的かつ持続可能な司法外交の展開

#### ○ 京都 kongress の成功とそのレガシーの確立

- ・アジア太平洋地域における刑事実務家のネットワークの創設
- ・ユースフォーラムの定期開催
- ・再犯防止国連準則の策定

#### ○ 国際司法人材の養成等

- ・国際交渉力の向上に向けた取組（法務省職員に対する語学研修等）の強化等
- ・派遣先となる国際機関への働きかけ、関係省庁の連携強化等
- ・国際司法人材のキャリアパスの確立等

#### ○ 国際仲裁の活性化や日本法令の国際発信強化など、更なる「司法外交」の積極的・戦略的推進

### 第3 誰一人取り残さない社会の実現に向けた各制度の更なる強化

基盤となる法制度の強化と、きめ細かい被害者・対象者への支援策の総合的な推進

#### ○ 性犯罪・性暴力への対応の強化

- ・刑事法の整備に向けた取組の迅速かつ着実な実施
- ・再犯防止施策の充実強化
- ・ワンストップ支援センターの充実強化
- ・「生命の安全教育」推進モデル事業の推進等の子どもを被害から守るための取組強化

#### ○ 無戸籍者問題解消に向けた抜本的検討

- ・無戸籍者やその関係者を相談窓口へ促すためのウェブコンテンツの拡充
- ・手厚い手續支援実施のための法務局の体制強化
- ・嫡出推定制度の見直しの着実な前進等

#### ○ 離婚をめぐる子どもの養育に関する問題解決

- ・各種モデル事業（養育費の強制執行支援、安全・安心な面会交流支援、離婚前の親講座展開）の推進
- ・離婚前後に特化したDV支援策等の拡充
- ・父母の離婚を経験した子どもに関する実態調査（質的調査）の実施

### 第4 ウィズコロナ時代における日本型多文化共生社会の実現

受入れ環境の整備、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施

- ・一元的相談窓口への支援強化
- ・必要な情報を確実に届ける仕組みの構築
- ・日本語教育等の機会提供
- ・共生社会を支える人材の育成
- ・外国人支援団体への支援充実
- ・在留外国人の実情・ニーズの的確な把握
- ・中長期的な行動計画の策定

# 司法制度調査会2021提言

～デジタル化及び国際化が進展する中での司法の在り方～

令和3年4月21日

自由民主党政務調査会

司法制度調査会

## 目次

はじめに.....	1
<b>第1 司法分野・法務行政におけるデジタル化の推進.....</b>	<b>2</b>
<b>1 社会のデジタル化に対応した司法分野、法務行政への転換.....</b>	<b>2</b>
(1) デジタル社会の到来と司法分野、法務行政の対応の必要性.....	2
(2) デジタル化推進に向けた3つの視点.....	2
ア 国民にとって利用しやすい制度設計を行うほか、当事者の負担軽減効果を提示していくこと.....	2
イ 単に現在のスキームを電子化するのみならず、将来的なデジタル化やAI技術の活用を視野に入れた検討を行うこと.....	3
ウ 最後は「人の判断」が求められることを前提に、必要性判断とリスクへの対応に万全を期すこと.....	4
<b>2 司法分野におけるデジタル化に向けた取組.....</b>	<b>4</b>
(1) 民事裁判手続等.....	4
ア 民事裁判手続のIT化の現状.....	4
イ 民事司法全般の手続のIT化に向けて.....	5
(2) 裁判外紛争解決手続.....	6
ア 裁判外紛争解決手続のデジタル化の必要性.....	6
イ ODRの実装に向けて.....	7
ウ 民事判決情報のデータベース化に向けて.....	7
(3) 刑事手続.....	7
ア 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討..	7
イ 法制化を含む基盤整備に向けた積極的かつ迅速な取組.....	8
ウ プライバシー保護のためのセキュリティ確保.....	8
(4) 各種手続全般のIT化の前提となる法テラスの法律相談のIT化.....	8
<b>3 法務行政におけるデジタル化に向けた取組.....</b>	<b>8</b>
(1) 法務行政におけるデジタル化の現状.....	8
(2) 更生保護行政における取組.....	9
ア 更生保護行政の現状と課題.....	9
イ 保護司活動のIT化.....	10

ウ	保護観察処遇充実のためのIT化やAI技術の活用.....	10
<b>第2</b>	<b>司法外交の更なる推進.....</b>	<b>11</b>
<b>1</b>	<b>2020司法外交元年と今後の課題.....</b>	<b>11</b>
(1)	「司法外交」の重要施策としての定着.....	11
(2)	2020司法外交元年の意義と課題.....	11
<b>2</b>	<b>京都 kongress のレガシー（成果展開）.....</b>	<b>11</b>
(1)	京都 kongress の成功とそのレガシーの確立.....	11
(2)	具体的施策.....	12
ア	アジア太平洋地域における刑事実務家のネットワーク創設.....	12
イ	ユースフォーラムの定期開催.....	12
ウ	再犯防止国連準則の策定.....	12
<b>3</b>	<b>国際司法人材の養成等.....</b>	<b>12</b>
(1)	国際司法人材育成の現状と課題.....	12
(2)	具体的施策.....	13
ア	国際交渉力の向上に向けた政府における取組の強化.....	13
イ	派遣先となる国際機関への働きかけ、関係省庁の連携強化等.....	13
ウ	国際司法人材のキャリアパスの確立等.....	13
<b>4</b>	<b>更なる「司法外交」の積極的・戦略的推進.....</b>	<b>13</b>
<b>第3</b>	<b>誰一人取り残さない社会の実現に向けた各制度の更なる強化.....</b>	<b>15</b>
<b>1</b>	<b>誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組の推進.....</b>	<b>15</b>
<b>2</b>	<b>性犯罪・性暴力への対応の強化.....</b>	<b>15</b>
(1)	強化方針に沿った各種施策の推進.....	15
(2)	具体的施策.....	16
ア	刑事法の整備に向けた取組の迅速かつ着実な実施.....	16
イ	再犯防止施策の充実強化.....	16
ウ	ワンストップ支援センターの充実強化.....	16
エ	子どもを被害から守るための取組強化.....	16
<b>3</b>	<b>無戸籍者問題解消に向けた抜本的検討.....</b>	<b>17</b>
(1)	無戸籍者の解消状況と残された課題.....	17

(2) 具体的施策 .....	17
ア 無戸籍状態の解消までの期間等の情報の分析及び市区町村・法務局での共有 .....	17
イ インターネットサイトを中心とするウェブコンテンツの更なる充実 .....	18
ウ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化 .....	18
エ 嫡出推定制度の見直しを着実に前進させること .....	18
<b>4 離婚をめぐる子どもの養育に関する問題解決 .....</b>	<b>18</b>
(1) 子ども本位の法制度整備の実現 .....	18
(2) 具体的施策 .....	19
ア 養育費の強制執行支援のためのモデル事業 .....	19
イ 安全・安心な面会交流のための支援モデル事業 .....	20
ウ 離婚前の親講座の展開を進めるモデル事業 .....	20
エ 離婚前後に特化したDV支援策の拡充 .....	20
オ 父母の離婚を経験した子どもに関する実態調査 .....	21
<b>第4 ウィズコロナ時代における日本型多文化共生社会の実現 .....</b>	<b>22</b>
<b>1 日本型多文化共生社会の現状と課題 .....</b>	<b>22</b>
<b>2 日本型多文化共生社会の実現に向けた施策の推進 .....</b>	<b>22</b>
<b>3 具体的施策 .....</b>	<b>23</b>
(1) 一元的相談窓口に対する支援の強化 .....	23
(2) 外国人のニーズを踏まえた情報発信の促進 .....	23
(3) 在留外国人に対する日本語教育・生活オリエンテーションの機会の提供 .....	24
(4) 日本型多文化共生社会を支える人材の育成 .....	24
(5) 持続可能な日本型多文化共生社会の実現に向けて .....	25
ア 外国人支援団体等に対する支援 .....	25
イ 在留外国人の実情・ニーズの的確な把握 .....	25
(6) 中長期的な行動計画の策定 .....	25
<b>おわりに .....</b>	<b>26</b>

## はじめに

当調査会は、これまで一貫して、法の支配が貫徹された社会の実現を目指してきた。

現在、昨年来続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、社会は大きな問題を抱えている。

このような中、法の支配が貫徹された社会の実現を前進させるために、我々は以下のテーマを取り上げる。

まず第1に、その実現のための大きな推進力となるものとして、司法分野・法務行政におけるデジタル化を取り上げる。

次に、第2として、このコロナ禍でも大きな成果を上げた第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）のレガシーを確実なものとするため、司法外交を取り上げる。

さらに、第3として、このコロナ禍において、社会的弱者への不利益・負担がないようにするための誰一人取り残さない社会の実現に向けた各種制度について取り上げる。

最後に、第4として、このようなコロナ禍においてこそ、わが国の強みを生かすべきであり、ウィズコロナ時代の日本型多文化共生社会の実現を取り上げる。

これらのテーマに共通することは、国民、すなわち利用者の視点に立つことであり、利用者目線に立った施策が実現される必要がある。

このことは、近時、国際的に「People-Centered Justice」という言葉が広がりを見せていることにも表れている。

本提言は、このような考えに基づき、本年2月から4月にかけて、合計9回に渡って開催した議論の成果である。

## 第1 司法分野・法務行政におけるデジタル化の推進

### 1 社会のデジタル化に対応した司法分野、法務行政への転換

#### (1) デジタル社会の到来と司法分野、法務行政の対応の必要性

IT技術の飛躍的な発展や、昨年来の全世界的な規模での新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会のデジタル化が急速に進展している。

本年1月の菅総理大臣の施政方針演説においては、わが国の次の成長の原動力として、「グリーン化」とともに、「デジタル化」が掲げられている。

これまで、当調査会においては、2019提言において「ICT×司法制度」を、2020提言において「より強じんな司法インフラの整備」をテーマとして掲げ、民事裁判のIT化やADRにおけるIT・AI技術の活用などを提言してきた。

しかし、司法分野や法務行政においては、デジタル化どころか、まだIT技術の活用が進んでいない分野も多い。

社会が急速にデジタル化する中、社会・経済活動を支える基盤ともいえる司法制度や法務行政についても、デジタル化への対応が当然求められる。司法や法務行政のデジタル化への対応は急務である。

そこで、当調査会は、本年、司法分野、法務行政におけるデジタル化をテーマとして取り上げ、これまで取り上げてきたIT化への対応等を将来のデジタル化を見据えた対応の一つと捉え直した上、議論を行ってきた。

本提言は、その議論を踏まえ、デジタル化された社会において、司法や法務行政の在るべき道筋を示すものである。

(※) 本提言では、「IT化」及び「ICT化」を併せて、「IT化」と表記する。

#### (2) デジタル化推進に向けた3つの視点

有識者のヒアリングで示された以下の3つの視点は、司法分野・法務行政のデジタル化を推進する上で、土台となるべきものである。

##### ア 国民にとって利用しやすい制度設計を行うほか、当事者の負担軽減効果を提示していくこと

デジタル化に当たっては、司法手続や法務行政手続を利用する国民の立場に寄り添った検討が不可欠である。司法分野は、

それを主に利用するのが法律実務家であるといった特殊性があり、法律実務家にとっての「使い勝手」は当然考慮されるべきであるが、それが広く国民のメリットにつながるものかという観点を忘れてはならない。

その上で、国民にとって利用しやすく、取り残される者のない制度設計を行うべきである。特に司法は、人権救済の最後の砦であるから、デジタル化により新たに救済されない人々を生じさせることのないよう、デジタル機器の操作に習熟していない者等に対するサポートも万全なものとする必要がある。

また、デジタル化により効率化等のメリットが生じることを広く周知していくことも重要であり、具体的な効果を提示してデジタル化への理解を深めていくべきである。

#### **イ 単に現在のスキームを電子化するのみならず、将来的なデジタル化やAI技術の活用を視野に入れた検討を行うこと**

今後のデジタル社会においては、デジタル化された様々な情報が、瞬時に、多くの範囲に伝送され、利用できることになる。さらに、情報が他の情報と組み合わせられ、より有用な情報となって利用することもできる。

このようなデジタル化のメリットを司法分野や法務行政においても広く行き渡らせることで、例えば、司法アクセスの更なる向上や紛争解決の迅速化、行政手続の迅速化・緻密化などが期待できる。

司法分野や法務行政のデジタル化やそれを見据えたIT化に当たっては、単に現在行っている各手続をオンライン化するといった考えではなく、デジタル化によるメリットを国民が実感することができるような制度設計を行うべきである。

その上で、AIの活用の前提としてAIに学習させるための膨大なデジタルデータが必要であるが、デジタル化への対応が遅れている分野においては、各種資料がデジタル化に適した形で保存されているとは言いがたいことから、まずは、デジタイゼーション（※）への取組を検討すべきである。

（※）Degitization アナログデータ、物理データのデジタル化をいう。



## ウ 最後は「人の判断」が求められることを前提に、必要性判断とリスクへの対応に万全を期すこと

司法分野や法務行政は、最後は人の判断が求められるものであることを忘れてはならない。人権の最後の砦である司法や国民の基本的な権利利益に深く関わる法務行政においては、人の営みに依拠するところが大きく、デジタル化の推進に謙抑的であったのは、そのことにも起因すると考えられる。今後は、人の判断とデジタル化を車の両輪として進め、真に人が判断すべき事項を峻別し、AIの活用に適した部分の分析等を任せるといった方策を取ることができれば、手続の迅速化・適正化も期待できる。

その際、AI倫理の問題について適切に対応する必要がある。例えば、他国の事案であるが、AIによる再犯予測の結果を利用してなされた司法判断について、当該AIの自動学習の際にバイアスがかかったデータが用いられたのではないかの指摘がなされ、当該司法判断の信頼性が争われるという事態が発生しており、AI倫理の問題が提起されている。

さらに、デジタル化された情報は、瞬時に多数の者に対して伝達することが可能であるが故に、その流出が起こった場合のリスクも大きい。そのため、個人の高度なプライバシー情報を多数扱う司法分野や法務行政においては、そのセキュリティにも万全を期す必要がある。

以下では、分野ごとに、これまでの取組を踏まえ、具体的な施策を提言することとする。

## 2 司法分野におけるデジタル化に向けた取組

### (1) 民事裁判手続等

#### ア 民事裁判手続のIT化の現状

わが国においては、民事裁判手続のIT化を飛躍的に進め、利用者目線に立ってその利便性を向上させることにより、安心してビジネスを行い、投資ができる環境を整えることが喫緊の課題となっている。このことは、当調査会が2020提言において指摘したとおりである。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、従来は対面で行われていた様々なものがITの活用により非対面で行われるようになった。このような「非対面」性は、新しい生活様式の一つとして、確実に社会におい

て定着している。そのため、民事裁判手続においても、非対面の手続を実現することが社会の要請といえよう。

このような現状を受け、政府は、法制審議会において、民事裁判手続のIT化の実現に向けた議論を進め、本年2月には、中間試案の取りまとめに至った。そこでは、訴状等のオンライン提出（e提出）、ITを活用した口頭弁論期日（e法廷）、訴訟記録の電子化（e事件管理）という「三つのe」の実現に向けた具体的な制度の提案がされており、新たな時代における民事裁判手続の姿が具体的に示されている。

また、昨年2月から知的財産高等裁判所及び各高等裁判所所在地の地方裁判所本庁8庁の合計9庁で開始されたウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用は、昨年12月には、全国の地方裁判所本庁で運用が開始されるに至り、ウェブ会議を用いた手続の件数は、順調に増加しているとのことである。裁判所においては、今年度から、地方裁判所支部での運用を順次開始することを目指して準備を進めるなど、更に運用を拡大する予定と聞いている。

このように、民事裁判手続のIT化は、政府と裁判所において、当調査会の提言の趣旨に沿い、既に示された工程表に従って着実にその実現に向けた検討が進められている。その検討においては、IT化の趣旨に立ち返り、デジタル機器に習熟していない者へのサポートを前提としつつ、少なくとも法律専門職が代理している場合はオンライン申立てを義務化するなど、IT化の効果が最大限発揮されるよう引き続き検討が行われるべきである。

## イ 民事司法全般の手続のIT化に向けて

当調査会は、2020提言において、民事裁判手続のIT化に関する政府と裁判所の取組を評価しつつも、最終的なビジョンをしっかりと描くこと、そして、そのために、民事司法全般のIT化の全体像をしっかりと国民に示す必要があることを指摘した。

民事裁判手続のIT化は、国民の司法アクセスを向上させ、国民に司法による救済を受ける機会を更に保障するためのものである。そのため、新たな時代における民事裁判手続の検討の成果を広く民事司法制度全般に及ぼし、これを新しい時代にふ

さわしいものとするところ、国民の負託に応える民事司法制度を構築するものといえよう。これが残された課題である。

そこで、当調査会としては、政府に対し、民事裁判手続のIT化の現在までの検討の成果を踏まえながら、家事事件、民事執行、民事保全、破産等の民事訴訟手続以外の民事司法全般の手続のIT化についても、速やかに検討を進め、令和4年度までに一定の結論を得るよう求める。特に、ニーズが高く、IT化のメリットも大きいと考えられる倒産手続の分野については、より積極的に取り組むべきである。

また、裁判所においても、家事事件手続における現行法の下でのウェブ会議を活用した非対面での運用について、令和3年度中に一部の家庭裁判所本庁での導入を検討することを期待したい。

繰り返しとなるが、民事裁判手続のIT化は、国民に司法による救済を受ける機会を更に保障するためのものである。そのため、民事裁判手続のIT化は、単なるデジタイゼーションにとどまらず、新たな時代にふさわしい民事裁判手続の礎となるようなものでなければならない。

法制審議会においては、引き続きユーザー目線に立った検討を重ね、新たな時代にふさわしい民事裁判手続の実現を目指すよう充実した議論がされることを期待したい。

当調査会としても、引き続き、政府とタッグを組み、民事裁判手続のIT化が実現されるよう取り組む所存である。

## (2) 裁判外紛争解決手続

### ア 裁判外紛争解決手続のデジタル化の必要性

デジタル時代を迎え、国民の紛争解決ニーズは一層多様なものとなるであろう。デジタル社会を支える司法インフラを強じんなものとするには、国民一人一人のニーズにきめ細やかに対応することができるよう、裁判手続だけでなく、裁判外の紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）も、車の両輪として、デジタル化を推し進めていかななければならない。

デジタル技術を駆使したADR、すなわちODR（Online Dispute Resolution）は、コロナ禍でも機能しうる紛争解決手段としてだけでなく、急速に拡大しつつある越境消費者紛争をはじめ、書面・対面中心の手続では十分に対応できない潜在的

紛争解決ニーズにも応えることのできる解決手段として大きな期待が寄せられ、デジタル社会を支える司法インフラとして実装が不可欠である。

#### イ ODRの実装に向けて

海外では、チャット方式を活用したODRが主流となりつつあるが、わが国も、これに立ち後れることなく、最先端の技術・知見を採り入れ、戦略的にODRを実装していくことが急務である。当調査会としても、海外ODRの調査研究や、ODRの実装に向けた研修支援等の取組強化を強く求める。

#### ウ 民事判決情報のデータベース化に向けて

また、近く到来するデータ駆動型社会では、AIによる合意解決支援も現実のものとなる。紛争解決に適したAIの開発には、膨大な量の高質な紛争解決情報が欠かせない。AI開発のための基盤整備として、民事判決情報のデータベース化がこれに資するものと考えられ、民事裁判手続におけるIT化と歩調を合わせ、実現を目指すべきである。

### (3) 刑事手続

#### ア 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討

当調査会は、昨年6月の2020提言において、刑事手続のIT化の検討を開始するよう指摘したところである。

その後、昨年7月に閣議決定されたIT新戦略等においても、令状の請求・発付をはじめとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のデジタル化方策の検討を開始することとされ、法務省は、こうした検討を行うため、本年3月に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」を立ち上げ、現在、同検討会において刑事手続IT化の検討が行われている。

社会のデジタル化を踏まえると、社会インフラとしての刑事手続においても、IT技術を活用することにより、手続に関与する国民の負担を軽減することができるし、円滑・迅速な手続の遂行にも資することとなるのであるから、刑事手続のIT化を強力に推進していくべきである。

また、その際、今後ますます発展していくことが確実視される技術革新の将来の姿を見据えつつ、様々な事情や状況に柔軟に対応できる基盤整備を行っていくことが肝要である。

#### イ 法制化を含む基盤整備に向けた積極的かつ迅速な取組

刑事手続のIT化は喫緊の課題であるため、同検討会における法制化の検討を早急に進めるとともに、将来の刑事手続IT化の着実かつ安定的な運用の実現に向けて、システム構築に向けた取組を推進するなど、刑事手続IT化に必要な基盤整備に積極的かつ迅速に取り組んでいくべきである。

#### ウ プライバシー保護のためのセキュリティ確保

さらに、刑事手続において取り扱う情報は、犯罪被害者の個人情報をはじめとするプライバシー保護の要請が極めて高いものであることから、刑事手続のIT化に当たっては、情報セキュリティの確保に万全を期すことが重要である。

#### (4) 各種手続全般のIT化の前提となる法テラスの法律相談のIT化

各種手続全般のIT化を進める大前提として、その前段階ともいえる法律相談等のIT化も視野に入れなければならない。取り分け、コロナ禍の中で、司法アクセスから取り残されるおそれの高い高齢者、障がい者、過疎地域の住民等についてIT化を契機として司法アクセスを飛躍的に向上させるべく、日本司法支援センター（法テラス）において、例えば、福祉機関・自治体と連携したオンラインによる法律相談を拡充するなど、社会のデジタル化に対応した総合法律支援を可能とする物的体制の整備が必要不可欠である。

### 3 法務行政におけるデジタル化に向けた取組

#### (1) 法務行政におけるデジタル化の現状

法務行政においては、法務省デジタル・ガバメント中長期計画において、各種分野のデジタル化に向けた取組が進められている。もっとも、法務行政のデジタル化は周回遅れと言っても過言ではなく、人による最終的な判断を尊重しつつ、デジタル化できる分野については、積極的かつ速やかにデジタル化を推進していく必要がある。

当調査会においては、2019提言において、矯正施設や出入国管理におけるITの活用を取り上げるなどしてきた。法務行政

は様々なものがあるものの、本年は、以下のとおり、更生保護分野について提言する。

## (2) 更生保護行政における取組

### ア 更生保護行政の現状と課題

犯罪をした者等の立ち直りを支える民間ボランティアの保護司は、再犯防止に欠くことのできない、世界に誇るべき存在である。本年3月には、オンラインを活用するなどして世界保護司会議が開催され、わが国の「HOGOSHI」をはじめとする地域ボランティアの国際的認知の向上や、各国へのこれら制度の普及を図ることなどを発信した。今後、この成果の更なる展開を図り、「HOGOSHI」の輪を世界に広げていくべきである。

ところが、近年、わが国では保護司のなり手を確保することが困難な状況にあり、保護司の安定的な確保に向け、地方公共団体からの一層の支援や協力を得ることを含め、保護司活動への支援の充実強化や保護司の負担の軽減を図ることが必要不可欠である。

もとより、更生保護の分野においては、保護司が対象者と信頼関係を築き、隣人として寄り添いながら粘り強く働きかける営みが日夜重ねられており、その本質はデジタル化の時代にあってもいささかも変わるものではない。したがって、前記のとおり世界に誇る保護司制度を安定的に持続させるとともに、対象者に対する支援を充実させるため、IT化やAIの活用が適当と考えられる部分についてはデジタル化を進め、保護司の負担軽減や事務の効率化等を図ることが必要である。

そうした取組の一環として、令和3年度において、保護観察所に送付する報告書の提出などをウェブ上で行う保護司専用ホームページ（仮称）の開発経費が措置された。しかし、ホームページの活用にあ資するタブレット端末が全国886の保護司会に対してわずか100台しか措置できておらず、通信費も既存の郵便代等を前提にしたものであり、ホームページの機能も限定的であるなど、保護司活動のIT化はまだ緒についたばかりである。

また、保護観察対象者の再犯を防止するためには、再犯リスクの評価等の処遇の見立て（アセスメント）を的確に行い、適切な処遇を実施していくことが重要であるが、それには、紙媒

体の事件記録等から膨大な情報を整理して分析を行うことが必要となる。

#### イ 保護司活動のIT化

前記課題に対応し、保護司の負担軽減と若い世代を中心とした保護司のなり手を安定的に確保するため、仕事を持ちながらも負担なく保護司活動に従事できる環境を整えるべきである。まずは、保護司に貸与するタブレット端末等の大幅な増配備とインターネット環境に対応した通信費の措置等により、保護司活動のIT化をより一層推進するなどの保護司活動の支援の充実強化を徹底すべきである。

#### ウ 保護観察処遇充実のためのIT化やAI技術の活用

AI技術を活用してこれまで蓄積されてきた過去の事例や経験則から、再犯リスク等をよりの確に把握することができれば、アセスメント精度の更なる向上が期待できる。そのためには、アセスメントの基となる事件記録等の電子化を推進することが前提として必要である。そこで、まずはアセスメントにおけるAI技術の活用についての調査研究を行い、これらの実現に向けた取組を着実に進めるよう求める。

## 第2 司法外交の更なる推進

### 1 2020司法外交元年と今後の課題

#### (1) 「司法外交」の重要施策としての定着

当調査会は、2016年に「司法外交」を提唱して以降、2017提言から2020提言に至るまで、その重要性を重ねて強調してきた。これを受け、2018年以降の「骨太の方針」には「司法外交」の推進が明記されるなど、「司法外交」は政府全体の重要施策として定着するに至っている。

#### (2) 2020司法外交元年の意義と課題

当調査会は、2020年を「司法外交元年」と位置付け、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の開催準備を着実に進めてこれを成功に導き、「司法外交」の更なる展開につなげるよう提言してきた。「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」や「ルールに基づく国際秩序」の実現に向け、「法の支配」というソフトパワーによる総合安全保障の重要性に対する認識が高まりを見せる今こそ、京都 kongress の成功を礎とし、「司法外交」をより積極的・戦略的に、持続可能な形で展開していかねばならない。

### 2 京都 kongress のレガシー（成果展開）

#### (1) 京都 kongress の成功とそのレガシーの確立

本年3月、京都で開催された京都 kongress は、コロナ禍以降、国連本拠地以外で開催された初の大規模国際会議となったが、来場参加とオンライン参加を融合させ、過去最大規模の参加を得て、成功裏に幕を閉じた。世界各地におけるナショナリズムの台頭により、多国間主義（マルチラテラリズム）が危機に瀕していた中、日本が京都 kongress をホストし、無事成功させたことは、マルチラテラリズムや法の支配を促進する観点でも大きな意義があった。

当調査会が、2019提言において、「司法外交」の新機軸として確立すべきと指摘した京都 kongress のレガシーの確立に係る各取組は、京都 kongress で採択された「京都宣言」で詳細に言及され、国際社会の関心やニーズの高さが確認された。今後、「京都宣言」を踏まえてこれらの取組に関する以下の施策を強力かつ着実に推進し、京都 kongress のレガシーを確立すべきである。



## (2) 具体的施策

### ア アジア太平洋地域における刑事実務家のネットワーク創設

国際捜査共助や各国への技術支援を進める上での支障を克服し、犯罪防止・刑事司法分野における国際協力を促進するため、わが国のリーダーシップにより、アジア太平洋地域の刑事実務家による会合を定期開催し、犯罪防止・刑事司法当局のための新たなネットワークを構築すべきである。

### イ ユースフォーラムの定期開催

わが国が京都 kongress に先立って開催したユースフォーラムは国連等から高い評価を得た。国際司法人材の育成や、ユースによるパートナーシップ構築にとって、ユースフォーラムは極めて有用であり、今後も、ユースフォーラムを毎年開催すべきである。

### ウ 再犯防止国連準則の策定

これまでマンデラルールズ等の国連準則が各国の立法や政策立案に活用されてきたように、各国による再犯防止の取組を加速させる上で、国連のスタンダード「国連準則」の策定、活用が有効である。わが国として、保護司制度等の再犯防止・更生保護における官民連携の取組など、その知見を活かし、リーダーシップを発揮して、再犯防止に関する国連準則の策定を進めるべきである。

## 3 国際司法人材の養成等

### (1) 国際司法人材育成の現状と課題

司法外交をより戦略的に、かつ、持続可能な形で進めるためには、これを支える国際司法人材の育成が不可欠であり、当調査会において、これまで、その必要性を繰り返し指摘してきた。政府においても国際機関等への積極的な派遣や研修の実施等が進められている。しかし、国際機関で勤務する日本人職員はいまだ少なく、今後、裾野の広い人材の育成を進め、的確な派遣先を確保しつつキャリアパスを構築し、若手、中堅、幹部といった各段階に応じた派遣を積極的かつ戦略的に進める必要がある。

また、国際的な素養を備えた法曹を養成することは、多様なバックグラウンドを持った国際司法人材の供給を可能とするものであるから、その養成に向けた支援にも取り組み、官民を問わず多

数の法曹が国際舞台で活躍できるよう後押しをしていく必要がある。

## (2) 具体的施策

### ア 国際交渉力の向上に向けた政府における取組の強化

法的専門性を基礎とし、的確な交渉・対外発信を行うことのできる裾野の広い国際司法人材を育成するため、法務省職員に対する語学研修のより一層の充実化はもとより、国際機関等が主催する研修・会合への組織的な参加、これらを可能とする組織体制の強化を進めるべきである。

### イ 派遣先となる国際機関への働きかけ、関係省庁の連携強化等

国際機関への若手職員派遣等を通じ、国際司法人材の中核を成す人材を育成するとともに、中堅・幹部職員の積極的かつ戦略的な派遣を進めるため、法務省と外務省が連携し、国際的なルール形成に携わる国際機関のポスト獲得等に向けた働きかけや、新規派遣先の確保に向けた的確な拠出、JPO派遣制度等の活用に必要な資格取得の後押し等の取組を進めるべきである。

### ウ 国際司法人材のキャリアパスの確立等

多くの有意な国際司法人材を育成するため、若手、中堅、幹部のいずれの職員にとっても魅力あるキャリアパスの確立、国際司法人材としてのキャリアを前提とした採用枠の設定、在外公館、国際機関等におけるシニアまでの切れ目ない各ポストの確保などの取組を早急に進めるべきである。

## 4 更なる「司法外交」の積極的・戦略的推進

以上のほか、当調査会は、これまで「司法外交」の具体的な取組として、わが国における国際仲裁の活性化、法制度整備支援の戦略的な推進、わが国の法令・司法情報の国際発信等を掲げ、積極的に展開するよう提言してきたところであり、これらについても、引き続き、積極的かつ戦略的に推進すべきである。

まず、国際仲裁については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、世界経済の混迷が深まる中で、国際商取引から生ずる紛争の解決手段である国際仲裁をわが国で更に活性化させ、アジア随一の紛争解決拠点となることができるよう、官民連携の下、政府・関係機関等が一丸となって知恵を絞り、国際仲裁の活性化に向けて取り得る手段を余すことなく実行していかなければならない。

日本国際紛争解決センター（JIDRC）東京に加え、本年4月に大阪府立国際会議場に移転したJIDRC大阪をアジアにおける拠点と位置付け、国内外の企業に対する周知啓発、将来の仲裁人・仲裁代理人となる若手人材の養成を積極的に進めるべきである。また、コロナ禍を踏まえ、海外の仲裁機関でのオンライントレーニング、オンライン教材の開発・頒布等を通じ、若手弁護士に対する研修を実施するほか、大学やロースクールへの講師派遣等により、学生に積極的にアプローチすべきである。さらに、ウィズコロナ時代においても、世界的に最高品質のデジタルサービスを提供し、わが国で柔軟に充実した審理が行えるよう、仲裁施設のIT設備を更に充実させるべきである。

また、「司法外交」を展開する上で、わが国の法令や司法制度などの情報が国際的に広く提供され、これらへの正しい理解とそれに基づく信頼が得られていることが不可欠の前提となる。

政府においては、日本法令の外国語訳整備プロジェクトとして、法令の英訳公開を行っているが、その公開数は全法令数のわずか10パーセントにも満たないばかりか、翻訳公開まで相当の期間を要しているなど、大きな課題を抱えており、機械翻訳の活用や必要な人的体制等の整備を行うなどし、翻訳公開の迅速化やその充実に積極的に取り組むべきである。

### 第3 誰一人取り残さない社会の実現に向けた各制度の更なる強化

#### 1 誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組の推進

当調査会においては、SDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、2018提言において、「誰一人取り残さない日本を目指して」として無戸籍者問題や性犯罪への対応について取り上げ、さらに、2020提言においても、性犯罪・性暴力への対応、無戸籍者問題、離婚をめぐる子の養育に関する問題を取り上げ、それぞれ提言を行ってきた。

誰一人取り残さない社会を実現するためには、その基盤となる法制度の強化と、被害者や対象者を支援するきめ細かい施策を総合的に推進していくことが重要である。引き続き、関係府省庁や関係団体と連携しつつ、各取組を強化していくべきである。

特に、本年3月には、政府において、第4次犯罪被害者等基本計画を策定したところであり、性犯罪・性暴力の被害者をはじめとする様々な被害者の支援について、より積極的に取り組むべきである。

#### 2 性犯罪・性暴力への対応の強化

##### (1) 強化方針に沿った各種施策の推進

性犯罪は、被害当事者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり多大な苦痛を与え続けるもので、その根絶は喫緊の課題である。性犯罪の処罰規定の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにある。このような認識の下、当調査会は、令和2年6月、性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言を行い、同提言を受けて、政府において、同月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定された。

その後、関係府省庁において、強化方針に沿って、刑事法の検討、再犯防止施策の充実強化、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの充実強化、「生命の安全教育」の推進及びわいせつ教員に対する対処の厳格化等の各種施策が進められているが、取り分け、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」において取りまとめ報告書案が示され、検討が佳境を迎えているこの段階において、改めて、令和4年度末までの「集中強化期間」中に性犯罪・性暴力の根絶に向けた徹底的な取組が更に進められることを求める。

## (2) 具体的施策

### ア 刑事法の整備に向けた取組の迅速かつ着実な実施

刑事法の検討については、被害者やその支援者、心理学など専門的知見を有する方の意見を十分に踏まえ、処罰対象が明確でなければならないといった刑事法の諸原則にも留意しつつ、処罰されるべき行為が過不足なく処罰されるよう、特に、①暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件を見直すこと、②性交同意年齢の引き上げも含めて、子どもの脆弱性に応じた要件とすること、③障がい者の脆弱性に応じた要件とすること、④公訴時効の完成を遅らせることなどについて、法務省において、刑事法検討会の取りまとめを受けて更に検討し、改正すべきものを法制審議会に諮問するなど、法整備に向けた取組を迅速かつ着実に進めるべきである。

### イ 再犯防止施策の充実強化

被害者等PTのヒアリング時にも指摘があったように、再犯防止施策に関しては、強化方針に沿って、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けるなどの新たな方策に関する諸外国の法制度や運用等の着実な調査検討を進めるとともに、刑事手続終了後も地域において認知行動療法に基づくプログラムが提供される体制の整備に向け、地方公共団体への支援等に取り組むべきである。

### ウ ワンストップ支援センターの充実強化

ワンストップ支援センターの安定的な運営、相談員の処遇改善を図るため、令和4年度予算において性犯罪・性暴力被害者のための交付金を拡充する必要がある。また、ワンストップ支援センターにつながる全国共通ダイヤル「＃8891」の通話料を無料化すべきである。加えて、ワンストップ支援センターの全国的なネットワークの構築のための取組や、関係府省で取りまとめた「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」で示された取組を確実に実行すべきである。

### エ 子どもを被害から守るための取組強化

子どもを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「生命の安全教育」を推進するモデル事業を推進するとともに、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員に対する原則懲戒免職の方針徹底や、教員採用における官報情報検索ツ-

ルの活用促進に努め、保育士等の欠格事由についても、より厳しく見直すべく検討すべきである。

### 3 無戸籍者問題解消に向けた抜本的検討

#### (1) 無戸籍者の解消状況と残された課題

無戸籍者問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題である。当調査会は、このような無戸籍者問題の重大性に鑑み、2018提言及び2020提言において、無戸籍者問題解決に向けた対策に関する提言を行った。

これを受け、政府においても、同提言以降、市区町村・法務局間の無戸籍者に関する情報の共有、ウェブコンテンツの充実、市区町村・法務局間の体制強化といった様々な取組が行われてきた。

その結果、令和2年度中に682人の無戸籍者が新たに把握され、573人が解消されており、本年3月10日現在の無戸籍者数は、871人となっている。情報の把握を開始した平成26年9月以降の累計では、全国で3480人の無戸籍者が把握され、うち2609人が解消されるに至っている（本年3月10日現在、解消率：74.9％）。

また、無戸籍者問題の原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制の見直し等については、令和元年6月から法制審議会において調査審議が開始され、本年2月には民法（親子法制）等の改正に関する中間試案が取りまとめられた。

しかしながら、依然として無戸籍者の完全な解消がされず、解消までに長期間を要している事例も少なくない状況に照らすと、従前の取組を一層推進する必要がある。

#### (2) 具体的施策

##### ア 無戸籍状態の解消までの期間等の情報の分析及び市区町村・法務局での共有

無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消を推進する前提として、現状において無戸籍状態の解消までに要している期間やその原因等の情報を把握・整理し、これを市区町村・法務局間で共有することが有益である。その上で、多様な類型の無戸籍者がどのような経緯で生じ、どのような状況にあるのかといった傾向を把握するなど、無戸籍者の実情についての理解を

深めるとともに、そのような実情も踏まえて、無戸籍者やその母等の個別の実情に応じて、無戸籍者解消の必要性について引き続き無戸籍者やその母等関係者に丁寧に粘り強く説明していくことが重要である。

#### **イ インターネットサイトを中心とするウェブコンテンツの更なる充実**

無戸籍状態の解消のためには、無戸籍者やその母等関係者が、必要な情報に自ら容易にアクセスできることや、問題解決までのイメージを具体的に持ってもらい、相談窓口への相談を促すことが極めて重要である。したがって、現在のインターネットサイトについて、無戸籍状態の解消事例等を追加掲載するとともに、無戸籍者解消のための相談窓口や裁判手続等を紹介する動画を追加配信し、無戸籍者やその母等関係者にとって分かりやすいコンテンツを充実すべきである。

#### **ウ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化**

無戸籍者解消に向けた具体的施策を実施していく上で、市区町村を指導し、これと協同して一人一人に寄り添った手厚い手続支援を実施する法務局の体制を強化していくことは、従前に引き続き不可欠である。

#### **エ 嫡出推定制度の見直しを着実に前進させること**

嫡出推定制度の見直しについては、法制審議会において引き続き調査審議が行われるが、無戸籍者が社会生活上多大な不利益を被っていることに鑑みれば、充実した調査審議が行われることを前提として、できる限り早期の答申がされることが期待される。

また、調査審議に当たっては、無戸籍者やその母等関係者の置かれた実情を踏まえ、無戸籍者が戸籍に記載されるに至るまでの具体的な道筋を意識した制度の検討を行うべきである。

### **4 離婚をめぐる子どもの養育に関する問題解決**

#### **(1) 子ども本位の法制度整備の実現**

わが国の年間離婚件数は約20万件で、親の離婚を経験する子どもも毎年ほぼ同数に及び、ひとり親世帯の子どもは200万人を超えられると言われる。その一方、ひとり親世帯の子どもの貧困率

は約50%と、国際的にも最悪の状況にある。貧困のために日々の生活で我慢を強いられている子どもや、将来の進路を諦めざるを得ない子どもがいるという現実がある。そして、母子世帯では約4分の3が養育費を受け取っておらず、これが貧困に陥る一因となっている。本来の親の責任である養育費の不払い問題は、可及的速やかに解決する必要がある。

また、父母の離婚後に、離れて暮らす親と子どもとの交流が円滑に行われえないとの声があり、母子家庭では離婚後の父子の面会交流（今後、「面会交流」から「親子面会交流」への呼称見直しを検討すべきである。）の実施率は約3割である。もちろん、DVや虐待の問題があり、親子の交流が常に子どもの利益にかなうわけではないことに留意する必要がある。その上で、国際社会から寄せられている声にも留意しつつ、子どもの利益にかなう場合には安全・安心な形で面会交流をできる限り実現し、子どもが父母双方から愛されていることを実感することは、その成長に重要であるから、安全・安心な面会交流の確保に取り組んでいく必要がある。

これらの問題を含む父母の離婚をめぐる子どもの養育に関する法制度については、共同養育・共同親権が国際潮流となる中で、わが国では、例えば、協議離婚において父母が離婚後も共に何らか関わって子どもを養育しようとする場合のルールが明確でない等、子どもの養育の多様化に対応できていない。また、離婚前の別居や再婚に伴う問題もある。法制度の見直しについては、本年2月から法制審議会の検討が始まっているが、この問題は、徹底的に子どもの目線から、子どもの利益を実現するための検討がされなければならない。政府には、スピード感ある検討と、子ども本位の法整備の実現が求められる。

## (2) 具体的施策

制度の在り方について、今後、十分な国民的議論を広げることが必要であるが、それと並行して、内閣府・法務省・厚生労働省等の関係省庁が連携して、以下のような先行的取組や実態把握を進めるべきである。

### ア 養育費の強制執行支援のためのモデル事業

養育費の支払を任意に受けることができない場合、ひとり親等は民事執行制度を利用することとなるが、自ら申立てをする



ことには知識面・心理面でのハードルが高いと言われる。養育費に関する民事執行制度を、権利者本人のために利用しやすいものに見直す必要がある。実際にどのような隘路・課題があるかを把握するため、協力自治体において、ひとり親本人による強制執行の申立てを支援し（費用助成、付き添い、申立書作成支援）、実際の制度利用者からフィードバックを受けるモデル事業を、新たな予算事業として開始すべきである。

#### イ 安全・安心な面会交流のための支援モデル事業

面会交流について離婚時に取決めをしても、具体的実施には受渡し日時や場所、交流時の条件等の調整が必要となり、父母間のみでは容易でない場合も多い。そこで、面会交流の取決めがある場合に安全・安心な実施を確保する観点から、日時・場所等の具体的決定を負担なく行うための調整ツール（アプリケーション）の整備等の情報提供を充実させるべきである。そして、事前調整や受渡しの支援策を検討するため、自治体と連携し、民間面会交流支援機関の協力を得て、実証的なモデル事業を、新たな予算事業として開始すべきである。

#### ウ 離婚前の親講座の展開を進めるモデル事業

父母の離婚時に、離婚後の子育てについて情報提供を行うことは、離婚後も親としての責任を自覚させるために重要である。そのため、海外や一部の自治体で行われているように、離婚を検討中の父母に、養育費や面会交流に関する法的知識や支援策、離婚後の子どもの心理状況等についてのガイダンスを受講させることが有効である。このような親講座の拡充策を検討するため、協力自治体において、専門家の協力を得て効果的に実施するモデル事業を進めるべきである。

#### エ 離婚前後に特化したDV支援策の拡充

離婚に伴う問題を検討する上で不可避の課題として、家族間のDV・虐待問題がある。子どもの利益を第一とした法制度を検討するに当たって、父母間でDVによる支配関係や心身への深刻な影響が生じている場合の適切なスクリーニングと十分な対応を実現するための工夫が欠かせない。離婚制度の検討と並行し、より適切なDV認定と十分な被害者保護の確立を図り、加害者側への更生の働きかけ、専門家である第三者の関与等も含め、子どものための養育を実現する環境整備を速やかに図るべきである。

## オ 父母の離婚を経験した子どもに関する実態調査

子どもの養育に関する法制度の在り方の検討は、実際に父母の離婚を経験した子どもが、どのような経験をし、どのような思いを持ったのか、それが子どもの成長にどのように影響したのかを多角的に把握し、ファクト・ベースで進める必要がある。このような実態把握には、ウェブアンケート等による量的調査のみでなく、心理学・社会学・医学等の幅広い知見を活かした学際的な質的調査が不可欠であり、個別インタビュー等の形を用い、十分な対象数を確保した形で速やかに実施し、その成果を活かした検討を進めるべきである。

## 第4 ウィズコロナ時代における日本型多文化共生社会の実現

### 1 日本型多文化共生社会の現状と課題

当調査会は、2020提言において、日本が目指すべき多文化共生社会（日本型多文化共生社会）の実現に向けた各種提言を行った。その実現に向けた個々の施策については、出入国在留管理庁の総合的調整機能の下、関係省庁の努力により、着実に進展を見せている。他方、昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国に在留する外国人が抱える、平時には見えにくかった脆弱性も浮き彫りにした。外国人の中には、雇い止めなどにより職を失ったり、日本語がわからず各種支援に関する情報を得られなかったりする者が発生するなど、数々の問題が明らかになった。

当調査会は、2020提言に、日本語習得等を前提として、ライフステージに忘れた切れ目のない支援を社会全体で行うことが日本型多文化共生社会の実現のために必要であることを、明記した。そして、その際には、相手の立場を十分に理解した取組を進めることが重要であることも指摘している。新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した、外国人が抱える問題に対しても、このような観点からのアプローチが重要であることは論を俟たず、この難局においても誰一人取り残さないという決意の下、新型コロナウイルス感染症対策も含め、日本型多文化共生社会の実現に向けた施策を、ウィズコロナの時代にあっても、より一層推進していくことが緊要である。

### 2 日本型多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

令和2年末時点における在留外国人数は約289万人で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年末時点と比較して約4万6千人の減少となったものの、わが国には依然として相当数の外国人が在留しているほか、外国人労働者は、令和2年10月末において約172万人と過去最高となっていることから、今後、在留外国人数も再び増加することが見込まれる。また、有識者ヒアリングにおいても指摘がなされたとおり、海外に目を転じれば、主として日本との経済的なギャップを抱える地域を中心として、日本での就労を希望する優れた人材が依然として多数存在している。今後、このような優れた人材の受入れを推進するためには、日本語教育をはじめとする受入環境の整備を着実に進めていくことが必要である。

そのため、共生社会の実現に向けた取組は、今後益々重要性を増していくものと考えられる。

なお、日本型多文化共生社会の実現に向けては、外国人も日本のルールを理解し、尊重し、これを守って生活してもらうことが必要である。それゆえ、政府は、日本型多文化共生社会の実現に向けた施策と的確な在留管理は一体として実施すべきであることに留意し、これらを両輪として施策を推進していかなければならない。

### 3 具体的施策

このような観点から、日本型多文化共生社会の実現に向け、以下の施策を推進していくべきである。

#### (1) 一元的相談窓口に対する支援の強化

地方公共団体が外国人に対し情報提供及び相談を行う一元的相談窓口を整備するための支援として、外国人受入環境整備交付金があるが、個々の外国人に寄り添った相談対応を行っていくためには、多言語での対応が困難な地方公共団体に対する通訳支援を行うほか、外国人受入環境整備交付金の交付要件を緩和する等により、このような相談窓口体制の充実・強化を進める必要がある。

また、地方公共団体の多文化共生を支援するために令和2年7月に開所した外国人在留支援センター（F R E S C）は、複数の機関が連携・協力して相談等に対応しているが、このような相談窓口が在留外国人の身近に存在することが外国人に寄り添った支援につながることから、F R E S Cでの好事例等を地域に共有し、F R E S Cと地域における相談対応を更に充実したものとすべきである。

#### (2) 外国人のニーズを踏まえた情報発信の促進

関係機関において様々な情報が多言語で発信されているが、必要な情報を確実に外国人に届けるためには、在留外国人が情報を入手する際の手段等にも着目し、リーフレットの作成やホームページへの掲載といった従前の手法だけでなく、SNSやコミュニティの活用や、外国人支援者ネットワークの構築等、在留外国人に必要な情報が届くよう重層的な仕組みを構築していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等され、生活に困難を抱えている在留外国人には、国において、再就職の

ための就労支援等を実施するとともに、その情報発信等を行うべきである。

### (3) 在留外国人に対する日本語教育・生活オリエンテーションの機会の提供

日本で生活し、社会から取り残されないため、また、新型コロナウイルス感染症や災害時の対応等に係る情報を入手し生命を守るためには、在留外国人が生活するために最低限必要な日本語を理解できる必要がある。しかしながら、全ての在留外国人が生活するために最低限必要な日本語を習得するための環境整備は、個々の地方公共団体による取組だけでは限界があり、国において、生活するために最低限必要な日本語を習得するための講座のカリキュラムの作成、受講支援、オンライン授業の実施等を検討すべきである。

また、日本語教育の質の向上を図るため、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格及び日本語教育機関の類型化について検討を進め、必要な措置を講じる必要がある。

これに加え、日本を十分に理解し、日本社会を構成する一員として生活してもらうためには、在留外国人が日本社会のルール、習慣等、地域社会で生活する上で必要となる知識や情報を学習するような生活オリエンテーションが、全国で行われるような取組も検討されるべきである。

上記の取組を行う際は、日本語教育機関を活用するなど、知見ある民間団体との連携も踏まえて検討すべきである。

### (4) 日本型多文化共生社会を支える人材の育成

多岐にわたる悩みや課題を抱える在留外国人を総合的に支援できるような、外国人に必要な支援をコーディネートする人材は共生社会を実現する上で不可欠であり、各自治体や民間団体で行われているコーディネーター育成のほか、国においても、その社会的認知を高め、専門能力の向上が進むような認定制度、例えば、「外国人共生コーディネーター（仮称）」等の創設を検討すべきである。また、日本語教育、医療、福祉等の各専門分野で、多文化共生に対応できるような人材の育成も行われていくべきである。

## (5) 持続可能な日本型多文化共生社会の実現に向けて

### ア 外国人支援団体等に対する支援

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、困難な状況に陥っている在留外国人に寄り添い支えているのは、その多くがボランティア等の外国人支援団体である。在留外国人に対する支援を持続可能な充実したものにしていくためには、このような民間支援団体が安定して存続・運営できることが必要であり、このような観点から外国人支援団体等に対する補助金等支援を充実させる必要がある。

### イ 在留外国人の実情・ニーズの的確な把握

在留外国人に対する支援を充実させていくためには、在留外国人がどのような状況にあるのか、どのような支援を必要としているのかを的確に把握することが重要である。外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであることからすれば、適時適切な支援を実施するためにも、外国人支援団体等との連携によるネットワークの構築や、関係機関の連携強化によるスピーディな情報収集が行われるような仕組みを構築することを検討する必要がある。

## (6) 中長期的な行動計画の策定

日本型多文化共生社会は一朝一夕に達成し得るものではない。そのため、その実現に向けては、中長期的な取組を着実に実行していくためのロードマップが不可欠である。そこで、政府においては、受入環境整備に関する総合調整機能を有する出入国在留管理庁のリーダーシップの下、中長期的な取組を堅実に遂行するための計画を速やかに立て、各種取組を一步一步着実に前へ進めるべきである。

## おわりに

当調査会は、多数の有識者等のヒアリングを実施し、議論を重ね、本提言を取りまとめた。

本提言に盛り込まれた取組が、複合的・複層的に機能し合うことにより、より一層充実した司法制度が構築され、社会に法の支配が浸透し、法の支配が貫徹された社会が実現されることを希望する。

司法制度調査会

会	長	森	英	介									
顧	問	河	村	建	夫	馳		浩	棚	橋	泰	文	
		金	田	勝	年	石	田	真	福	井		照	
		松	島	み	どり								
		宮	沢	洋	一	森		まさ	こ				
会	長	奥	野	信	亮								
副	会	後	藤	茂	之	古	川	禎	久	義	家	弘	介
	長	城	内		実	左	藤		章	鈴	木	淳	司
		越	智	隆	雄	大	塚		拓	木	原	誠	二
		と	か	し	き	な	お	み		橋	本		岳
		平	口		洋	牧	原	秀	樹	松	本	洋	平
		盛	山	正	仁	小	林	鷹	之	宮	崎	政	久
		山	下	貴	司								
		猪	口	邦	子	西	田	昌	司	石	田	昌	宏
		岩	井	茂	樹	滝	波	宏	文	吉	川	ゆう	み
事	務	村	井	英	樹								
幹	事	井	出	庸	生	井	野	俊	郎	門		博	文
		門	山	宏	哲	黄	川	田	仁	志	田	畑	裕
		長	尾		敬	藤	原		崇	務	台	俊	介
		築		和	生	山	田	賢	司	山	田	美	樹
事	務	泉	田	裕	彦	国	光	あ	や	の	深	澤	陽
局	次	本	田	太	郎								一
	長	本	田	顕	子								



司法制度調査会・犯罪被害者等支援PT

座長

森 英 介

事務局長

門 山 宏 哲

馳 浩

越 智 隆 雄

とかしきなおみ

橋 本 岳

松 本 洋 平

宮 崎 政 久

石 田 昌 宏

吉 川 ゆ う み

井 出 庸 生

長 尾 敬

務 台 俊 介

築 和 生

泉 田 裕 彦

国 光 あ や の

本 田 顕 子

## 司法制度調査会2021活動状況

### ① R3.2.10 司法制度調査会役員会

- 司法分野・法務行政におけるAI・IoTの利活用についてヒアリング
  - ・角田 美穂子 一橋大学大学院法学研究科教授
  - ・江間 有沙 東京大学未来ビジョン研究センター特任講師

### ② R3.2.17 司法制度調査会役員会

- 国際司法人材の育成についてヒアリング
  - ・赤根 智子 国際刑事裁判所判事、元法務省法務総合研究所所長
- 国際的な業務に携わる法曹とそのキャリアパスについてヒアリング
  - ・田内 正宏 前駐ノルウェー大使、元東京高等検察庁検事長

### ③ R3.2.26 司法制度調査会・犯罪被害者等支援PT合同役員会

- 性犯罪・性暴力への対応についてヒアリング
  - ・金子 美雪 一般社団法人Spring 幹事
  - ・早乙女 祥子 同上
  - ・竹森 茂子 同上
  - ・野村 哲哉 滋賀県産科婦人科医会会長  
医療法人真心会南草津野村病院理事長・院長
- ・内閣府、法務省

### ④ R3.3.17 司法制度調査会役員会

- 司法制度調査会2020提言フォローアップ（無戸籍者問題、離婚をめぐる子の養育に関する問題についてヒアリング）
  - ・法務省、最高裁判所

### ⑤ R3.3.24 司法制度調査会

- 司法分野、法務行政におけるIT化等についてヒアリング
  - ・法務省、最高裁判所

### ⑥ R3.3.31 司法制度調査会

- 京都 kongress の成果展開（レガシー）等についてヒアリング
  - ・マキロイ 七重 国連薬物・犯罪防止事務所犯罪防止刑事司法オフィサー
- ・法務省、外務省

⑦ R3.4.7 司法制度調査会

- 新たな局面を迎えた外国人の受入れに対応した総合的支援についてヒアリング
  - ・柴崎 洋平 フォースバレー・コンシェルジュ株式会社代表取締役社長
  - ・出入国在留管理庁

⑧ R3.4.14 犯罪被害者等支援PT

- 性犯罪・性暴力への対応についてヒアリング
  - ・内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省

⑨ R3.4.21 司法制度調査会

- 提言（案）について